

「山形県公共調達基本条例」とは…

● 条例制定に至った経緯

- 山形県では、過去に農業土木工事や測量・設計業務において談合事件があり、その対応策として一般競争入札の対象を拡大するなど、競争性の確保を図ってきましたが、近年になり、採算を無視した過度な低入札の増加が見られるようになりました。
- それにより、技術力が高く、経営にも優れた企業が公共工事を適正に受注できなくなるなど一部弊害が指摘され、このことが、これからの公共工事の品質を確保していくうえで、大きな問題となる可能性が懸念されました。そこで、県では、今後公共工事の品質が、持続的に安定して確保されるのかという問題認識のもと、山形県における公共調達のこれからの制度構築の在り方について検討することとし、山形県公共調達改善委員会を設置(H19.9~H20.3)しました。
- 委員会からは、入札契約制度改善の基本的な考え方や仕組みづくりなどに関する提言をいただきましたが、条例を制定することにより、県が望ましいと考える業者像などを基本理念として明示するとともに、公共調達の全体を監理する第三者委員会を設置し、県民や議会と一緒に、不断に改善を図っていくべきとの提言もいただきました。
- 県では、委員会の提言を真摯に受け止め、パブリックコメントなども実施しながら、策定作業を進め、平成20年山形県議会6月定例会において、全会一致で可決・成立しました。

● 条例のポイント

1 目的（第1条関係）

公共調達により調達するものの品質及び価格の適正を確保するとともに、公共調達に係る入札契約制度に対する県民の信頼を確保し、もって県民の福祉の向上及び県民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。



県が工事や物品などを調達する場合には、「価格の安さが絶対条件で、品質はそれなりでも構わない」と考えるのではなく、特に、県民の安全・安心に関わるものについては、これまで以上に品質を重視していく、との姿勢を表しています。

2 基本理念（第3条関係）

建設工事等に係る入札契約制度は、建設業者等の技術のほか、その法令の遵守状況、環境保全に関する対策、建設工事等に従事する者の安全衛生及び福利厚生に対する取組並びに地域における社会貢献活動についても、適切に評価し、当該評価を入札及び契約の過程において適切に反映するように配慮したものでなければならない。

建設業者は、県民活動を支える各種インフラ整備を担っているほか、災害時の応急対策や除排雪など、地域コミュニティを維持するうえにおいても、重要な役割を果たしていただいています。また、農業に従事されている方が、その収入不足を補うために、建設業にも従事される方が数多くいらっしゃるなど、県民生活にとって、欠かせない存在になっています。そのようなことから、県では、県が行う入札等の過程において、様々な観点から建設業者を評価し、結果に反映することにより、建設業に関わる企業と労働者が、より地域に密着し、また、安心して仕事に取り組んでいただけるようにしたい、と考えています。

3 公共調達評議委員会（第5条～第12条関係）

委員会は、知事等の諮問に応じ、又は自発的に、公共調達に係る入札に参加する者に必要な資格の見直しその他公共調達に係る入札契約制度の改善に関する重要事項を調査審議する。

委員は、学識経験のある者のうちから、議会の同意を得て、知事が任命する。

通常、県が設置する委員会等は、県が課題と考えるテーマをお示しし、検討をお願いしたり、御意見を伺うという方法をとっています。それに対して、この条例で設置する委員会は、「自発的に」調査審議することを可能としていることに大きな特徴があります。

委員を任命するにあたっては、議会の同意を得ることとしておりますが、これにより、行政から一定程度の独立性が保たれ、自由闊達な議論が期待でき、また、委員の選任を通して、県民の意見を反映できる、と考えています。